

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック 代表取締役 赤本 裕  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日  
許可の有効年月日令和6年2月10日  
令和13年2月 9日

## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素付濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素付濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)

PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)

鉛さい(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物もしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上11種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ  
なし
3. 許可の条件  
なし
4. 許可の更新または変更の状況  
(1) 平成26年 2月10日 新規許可  
(2) 平成29年11月29日 変更許可  
・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に限る。）、P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に限る。）を追加  
(3) 平成31年 2月10日 更新許可  
(4) 令和 6年 2月10日 更新許可・優良認定
5. 積替え許可の有無 無  
市名 一 許可番号 一
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有